

住宅事業者様 各位

ハウスプラス住宅保証株式会社

【補助事業】中小工務店に対する省エネルギー性能の適合証明申請費用の割引について

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度当社では、国土交通省の「平成 28 年度省エネ住宅・建築物の整備に向けた体制整備補助事業」の一環として、一般社団法人住宅性能表示・評価協会が行う「平成 28 年度中小工務店向け講習会及び適合性評価申請に対する支援事業」の補助を受け、中小工務店向けに省エネルギー性能の適合証明書類（以下省エネ審査サービス※ 1）について審査料金の割引を行う事と致しました。

予算枠が限られているため、ご申請の際に所定の手続きを行っていただいた物件を対象に先着順で割引を行うこととさせていただきますので、下記要領をご確認頂き、お早めにご申請を頂ければと存じます。

※ 1（長期優良住宅技術的審査、低炭素建築物技術的審査、設計住宅性能評価のうち 5.1 断熱等性能等級（等級 4）又は 5.2 一次エネルギー消費量等級（等級 4 又は等級 5）を対象とします。）

敬具

記

【補助対象事業者】

過去 3 年間（平成 25 年～平成 27 年）における住宅供給戸数が平均 20 戸以下の住宅事業者様

【補助対象金額】

当社で行う戸建住宅の「省エネ審査サービス」の審査料金から、1 申請につき 30,000 円を上限に割引を行います。

【対象物件】

平成 28 年 10 月 21 日(金)以降にハウスプラスポータルサイトより「省エネ審査サービス」を電子申請頂いた後に、別途メールにて補助金利用申請を行った物件について割引の対象と致します。なお、1 事業者様あたりの利用は最大 5 物件までとなります。

【補助金利用申請方法】

「中小工務店向け支援事業対象物件申請書」を申請書記載のメールアドレス宛に申請下さい。当社にて確認できたものはメールにて連絡致しますので、メールの返信が無い場合は下段の問い合わせ先までご連絡ください。

【注意事項】

- ・補助金利用申請は、「省エネ審査サービス」を電子申請済の物件を対象と致します、電子申請前の物件に対する予約はお断りさせていただきます。
- ・補助金利用の対象物件であっても、平成 29 年 1 月 31 日(火)までに「省エネ審査サービス」の評価書や適合証等が発行できなかった場合は補助金を受けられません、その際に差額が発生する場合は差額分を追徴させていただきます。
- ・補助金を利用される住宅事業者様には、当社が「住宅性能表示・評価協会」に事業報告を行う際の「施工実績等報告」を別途ご提出頂きます。
- ・補助事業の対象は住宅事業者様になりますので、「省エネ審査サービス」申請時の代理者(分譲住宅の場合は依頼者)と、請求書送付先が住宅事業者様でない場合は補助金の対象外となります。
- ・本事業以外の補助金等で、審査料金の補助を受けている物件は補助対象になりません、その他本事業の注意点等がございますので、事前に必ず「住宅性能評価・表示協会」のホームページ等で今回の補助事業の概要をご確認下さい。

以上